

ぐんま学校徴収金等共同管理システム構築・運用業務委託に係る企画提案要領

1 業務の名称

ぐんま学校徴収金等共同管理システム構築・運用業務委託

2 業務概要

(1)業務の目的

本業務は、県立学校並びに市立及び学校組合立の高等学校等(以下「学校等」という。))における学校徴収金及び授業料(以下「徴収金等」という。))について、業務のペーパーレス化を推進し、保護者の利便性向上と学校事務に係る事務作業の効率化を図ることを目的とする。

現在、これらの学校等では、教材費、行事費等から構成される徴収金等について、口座振替により納付が行われているが、その手続は主に紙媒体による事務処理が中心となっており、保護者にとって手間や負担が生じているとともに、学校事務においても業務効率化の妨げとなっている。

そこで、群馬県において導入する Web 口座振替受付サービス及び収納代行サービスに対応するとともに、学校における口座振替業務(口座情報の管理、振替金額の設定、振替結果の確認等)を共同で管理するため、県と市、組合が連携して、全ての参加校が共同で利用するぐんま学校徴収金等共同管理システム(以下「本システム」という。)を導入する。

(2)業務内容

本業務では、学校等において実施している学校徴収金等の徴収及び管理に係る業務について、徴収金等の対象者情報管理、請求管理、入金管理等の各業務を一体的に管理できる本システムを導入する。

また、本システムは、群馬県において導入する Web 口座振替受付システム及び収納代行システムと連携することにより、口座情報の登録から入金確認までの一連の処理をデジタルで一体的に行い、学校における口座振替業務を総合的に管理するものとする。

(3)調達方式

公募型プロポーザル方式

(4)導入規模

高等学校等 86 校

(県立高等学校 58 校、県立中等教育学校1校、県立特別支援学校 23 校、市立・組合立高校 4 校)

(5)主催者及び事務局

ア 主催者 ぐんま学校徴収金等共同管理システム運営協議会

イ 事務局 ぐんま学校徴収金等共同管理システム運営協議会事務局

(群馬県教育委員会事務局 管理課 県立学校財務係)

住所 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁 24 階

電話番号 027-226-4545
電子メール kkzaimu@pref.gunma.lg.jp

(6)留意事項

本公募に係る委託先の決定は、県と市、組合の令和8年度予算発効を前提として効力を生じるものとし、契約の締結は令和8年4月1日とする。

3 見積限度額

総支払限度額 144,760 千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

【内訳】

令和8年度支払限度額 76,285 千円(同)

令和9年度～令和13年度 支払限度額 68,475 千円(同)

4 契約・保守期間

契約日から令和14年3月31日まで(R8年度:開発・運用開始 R9～R13年度:運用)

5 参加資格

次の要件を全て満たすこと。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2)会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更正手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、参加資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3)企画提案書等の提出期限時点から優先交渉者を選定する日までの間において、群馬県財務規則第170条第2項の規定による群馬県の入札参加制限を受けていない者であること。
- (4)企画提案書等の提出期限時点から優先交渉者を選定する日までの間において、群馬県から指名停止を受けていない者であること。
- (5)法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。)でないこと。
- (6)本店及び県内に所在する営業所等が、都道府県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7)同様の業務を企画・実施した実績を有する等、本業務について十分な業務遂行能力があること。

6 スケジュール

	内容	期日
1	企画提案募集開始	令和8年2月 6日(金)
2	質問書提出期限	令和8年2月25日(水)
3	参加資格確認資料等提出期限	令和8年2月27日(金)
4	参加資格確認結果の通知	令和8年3月 6日(金)予定
5	質問への回答	令和8年3月 6日(金)予定
6	企画提案書等提出期限	令和8年3月19日(木)
7	審査委員会	令和8年3月20日(金)～
8	優先交渉者の決定及び通知	令和8年3月27日(金)

7 質問受付

参加を希望する事業者は、本公募に関する質問について、次のとおり行うことができる。

(1)受付期間

令和8年2月6日(金)～令和8年2月25日(水)

(2)質問方法

質問は、以下の LoGo フォーム(電子申請受付システム)により提出すること。

※ 送信後に受付完了画面が表示されない場合は、下記 12 に示す連絡先まで問い合わせること。

<https://logoform.jp/form/9cfD/1408615>

(3)質問への回答

質問に対する回答は、質問した事業者が特定されないようにした上で公募 Web ページに掲載する。

(質問者の具体的提案内容に密接に関わるものについては、メールにて個別に回答する。)

質問に対する回答は、本企画提案要領及び仕様書の補足として取り扱うものとする。

8 参加資格確認

企画提案への参加を希望する者は、次のとおり、参加資格に係る資料を提出すること。

(1)提出書類

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
1	参加申込書	A4 縦	1 部
2	参加資格に係る誓約書	A4 縦	1 部
3	暴力団に係る誓約書	A4 縦	1 部

(2)提出期限

令和8年2月27日(金)午後 5 時必着

持参する場合は群馬県の休日を決める条例に規定する休日を除く、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

(3)提出方法及び提出先

下記 12 に示す提出先に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(4)提出書類の取扱い

- ・ 提出された書類は返却しない。

- ・提出された書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。
- ・提出書類は、情報公開の請求により群馬県情報公開条例に基づき、条例の定める非開示情報を除き、開示することがある。

(5)資格確認結果の通知

参加希望者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和8年3月6日(金)までに電子メールにて通知する。

(6)注意事項

- ・提出書類の作成・提出に要する経費は、提案者の負担とする。
- ・応募事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後に虚偽の記載があることが半明した場合、契約を解除することがある。
- ・提出書類の提出後に辞退する場合には、下記12に示す連絡先に速やかに連絡するとともに、その旨書面により提出すること。

9. 企画提案

資格審査結果の通知を受けた事業者(以下「提案事業者」という。)は、次のとおり企画提案に係る書類を提出すること。

(1)提出書類

番号	書類名称	規格等
1	企画提案書 表紙	様式4
2	企画提案書 本体	任意様式(縦横自由) 本体表紙・目次を含め 30 ページ以内
3	提案見積書	任意様式
4	積算内訳書	任意様式
5	課税(免税)事業者届出書	様式5
6	参考資料	任意様式

< 注意事項 >

【全般】

- ・読みやすさに配慮したフォントサイズとすること。
- ・企画提案書本体には目次を入れ、ページ下部にページ番号を表示すること。

【費用積算】

- ・本業務に必要となる費用を算出し、提案見積書で年度ごとの必要経費(消費税入)を提案すること。
- ・積算内訳書には、見積額算出過程に係る合理的な説明内容、要件定義・設計・テスト・保守管理等における人日及び単価並びに、サーバー費用、手数料その他諸経費に係る数量、単位及び単価を年度ごとに記載すること。
- ・提案による見積額は参考であり、契約金額は別途協議の上、決定する。

(2)提出期限

令和8年3月19日(木)午後5時必着

(3)提出方法及び提出先

以下の LoGo フォーム(電子申請受付システム)により提出すること。

※ 送信後に受付完了画面が表示されない場合は、下記 12 に示す連絡先まで問い合わせること。

<https://logoform.jp/form/9cfD/1415289>

提出書類は、原則として PDF 形式とする(文書による提出は不要)。

(4)提出書類の取扱い

- ・ 提出された書類は返却しない。
- ・ 提出された書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。
- ・ 提出書類は、情報公開の請求があった場合には、群馬県情報公開条例(平成 12 年群馬県条例第 83 号)に基づき、同条例に定める非開示情報を除き、開示することがある。

(5)注意事項

- ・ 提出書類の作成及び提出に要する経費は、提案事業者の負担とする。
- ・ 提案事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後に虚偽の記載があることが判明した場合は、契約を解除することがある。
- ・ 提出書類の提出後に辞退する場合には、下記 12 に示す連絡先に速やかに連絡するとともに、その旨を書面により提出すること。

10 審査

(1)方法

提出された企画提案書等について、企画提案に関する審査を行い、最も優れた企画提案を提出した提案事業者を、業務委託契約の優先交渉者として決定する。

なお、提案内容の確認等を目的として、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。ヒアリングを実施する場合であっても、企画提案書に基づく内容確認を目的とするものとする。

(2)主な評価項目

項 目	観 点
業務理解及び課題認識	・ 本事業の目的及び背景を適切に理解しているか。 ・ 学校徴収金事務における現状や課題を的確に捉えた提案となっているか。
提案内容の妥当性及び実現性	・ 仕様書及び別紙の内容を踏まえ、実現可能性の高い提案となっているか。 ・ 導入から運用開始までのスケジュール及び進め方が具体的に示されているか。
学校現場への配慮、分かりやすさ	・ 学校現場の事務職員が理解しやすく、実務を想定した内容となっているか。 ・ 操作性や運用面において、現場の業務効率化に配慮された提案となっているか。
導入・運用体制及び支援体制	・ 業務実施体制及び役割分担が明確であるか。 ・ 運用開始後も安定したサポートが継続できる体制が示されているか。
将来性・発展性	・ 今後の制度改正や業務見直し等に柔軟に対応可能な提案となっているか。
価格	・ 見積額が見積限度額の範囲内であり、積算内容が適切であるか。

(3)結果

審査結果は、採否を問わず全ての参加者に対し文書により通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

11 契約

契約の締結にあたっては、優先交渉者と企画提案に基づき、委託業務内容及び仕様の調整等について協議を行った上で、再度見積りを依頼し、価格面を含めた要件が整った場合に契約を締結する。

また、優先交渉者との協議が整わない場合には、審査において次点とされた者と同様の協議を行うことがある。

12 各種書類の提出先及び連絡先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁 24 階

ぐんま学校徴収金等共同管理システム運営協議会 事務局

(群馬県教育委員会事務局 管理課 県立学校財務係)

電話番号 027-226-4545

電子メール kkzaimu@pref.gunma.lg.jp